

## **[事案 28-248] 契約無効請求**

・平成 29 年 7 月 28 日 裁定打ち切り

### **<事案の概要>**

申立時に意思能力がなかったことを理由として、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 26 年 2 月に契約し同年 9 月に解約した養老保険について、申込み当時、意思能力がなかったことから、契約を無効とし、既払込保険料と解約返戻金の差額を返還してほしい。

### **<保険会社の主張>**

本契約の申込みに際し、契約の無効または取消事由に該当する事実は認められないことから、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対する事情聴取を実施した。

#### **2. 裁定結果**

裁定審査会は、申立人が、裁定申立てにあたり裁定手続に係る内容・書類について当事者以外へ開示または公開しないことに同意していることを確認して手続を開始しており、手続開始後も申立人等に対し注意喚起をしたにもかかわらず、上記手続の過程で、本件裁定手続の内容についてインターネット上に公開されたことが確認されたことから、裁定手続を打ち切ることとした。